官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働一八一）　二
○災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件（農林水産九六一）　二
〔その他告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁六一）　二
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（消費者庁六）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二一五～二一七）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一〇〇）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同一〇一）　三
○情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務二三三）　五
○保安林の指定をする件（農林水産九六二～九六九）　五
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（国土交通四七二）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局二九）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
法務省　八
〔官庁報告〕
官庁事項
公調委令和六年（フ）第一号香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理（公害等調整委員会公示一）　八
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　八
吉井川水系、旭川水系及び高梁川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（中国地方整備局）　八
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九
〔公　告〕
国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　九
諸事項
官庁
特別支給手続開始決定、犯罪被害財産支給手続終了決定、三養基土地改良区の定款変更の認可、公示送達、酒類の地理的表示を指定する件関係　九
裁判所
相続、準禁治産、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二六
会社その他　二六

法規的告示

○厚生労働省告示第百八十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年六月二十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第1	**別表第1**
1～1211　（略）	1～1211　（略）
1212　門脈肝静脈用シャント	（新設）
1213　非吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材固定用接着材	（新設）
別表第3	**別表第3**
1～1228　（略）	1～1228　（略）
1229　失禁治療用訓練器具	（新設）

○農林水産省告示第九百六十一号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　復旧すべき農地面積を〇・六八二乗した値に一千を乗じて得た額に換算係数一・四五三を乗ずるものとする。

二　前号において、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点第四位以下は切り捨てる。）とし、算定される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　令和六年六月二十日農林水産省告示第千二百四十四号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、この告示の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。ただし、災害復旧事業が翌年度以降にわたる場合においては、本項の規定によりなお従前の例によるものとされた災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法と各年度における当該算定方法を踏まえた算定方法を用いる。

その他告示

○金融庁告示第六十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十日

金融庁長官　井藤　英樹

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等）	（金融商品取引業者等）
第一条　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。	**第一条**　［同上］
［一～百八　略］	［一～百八　同上］
百九　ウェルスナビ株式会社	［号を加える。］
百十・百十一　［略］	百九・百十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○消費者庁告示第六号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十日

消費者庁長官　新井ゆたか

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者市民サポートちば	千葉市中央区中央四丁目13番10号千葉県教育会館５階	千葉市中央区中央四丁目13番10号千葉県教育会館５階	令和七年六月五日

○総務省告示第二百十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　令和七年度03式中距離地対空誘導弾（改善型）発射試験支援部隊

二　国外派遣期間　令和七年九月八日まで

三　派遣人数（概数）　五十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○総務省告示第二百十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十日

総務大臣　村上誠一郎

一　名称　豪州（ショールウォーターベイ）における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年六月二十三日から令和七年八月四日まで
三　派遣人数（概数）　五百人程度
四　派遣地域　オーストラリア連邦

○総務省告示第二百十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十日

総務大臣　村上誠一郎

一　名称　豪州（ティルパル）における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年六月二十三日から令和七年八月四日まで
三　派遣人数（概数）　二百人程度
四　派遣地域　オーストラリア連邦

○法務省告示第百号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年六月二十日

法務大臣　鈴木　馨祐

東京法務局所属　矢数　昌雄

○法務省告示第百一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二十日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称
富山県社会保険労務士会
変更前の住所
富山県富山市千歳町一丁目六番十八号
変更後の住所
富山県富山市総曲輪二丁目一番三号富山商工会議所ビル
変更年月日
令和六年十二月二日

○外務省告示第二百三十三号

令和六年十一月十六日にキーウで、情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和七年六月二十一日に効力を生ずる。

令和七年六月二十日

外務大臣　岩屋　毅

情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定

前文

日本国政府及びウクライナ政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、両締約国政府の間で交換される秘密の情報が相互に保護されることを確保することを希望して、次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

a　「秘密情報」とは、提供締約国政府の国家安全保障のため許可されていない開示からの保護を必要とするあらゆる形態（口頭、映像、電子、磁気又は文書の形態及び装備又は技術を含む。）の情報であって、秘密指定の対象となり、かつ、提供締約国政府の権限のある当局によって作成され、当該権限のある当局の使用のために作成され、又は当該権限のある当局の管轄の下にあるものをいう。

b　「権限のある当局」とは、この協定の適用上、日本国に関しては政府の機関、ウクライナに関しては国の当局であって、各締約国政府により、秘密情報に関する活動（その保護を含む。）を行うことについて国内法令に基づくそれぞれの権限の範囲内で責任を有する当局としてそれぞれ指定されるものをいう。

c　「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

d　「知る必要」とは、公的に与えられた任務の遂行のために秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスする必要性をいう。

e　「秘密情報取扱資格」とは、秘密情報及び送付済秘密情報を確実に取り扱うための適格性であって各締約国政府の適当な手続により個人に付与されるものをいう。

f　「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対して秘密情報を送付する締約国政府（ｂの規定に従って指定される権限のある当局を含む。）をいう。

g　「受領締約国政府」とは、提供締約国政府から秘密情報の送付を受ける締約国政府（ｂの規定に従って指定される権限のある当局を含む。）をいう。

h　「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であって、情報に与えられなければならない必要な保護の水準を示すためのものをいう。

i　「第三者」とは、第三国のあらゆる政府、個人、企業、機関、組織若しくは他の団体又はこの協定の締約者でない国際機関をいう。

j　「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の権限のある当局の間で送付される秘密情報をいう。

秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に、自国の国内法令に従い送付済秘密情報となる。

第二条　送付済秘密情報の保護

送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令に合致する限り、この協定の規定に基づいて保護される。

第三条　国内法令の変更

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、この協定の可能な改正について検討するため、第十九条に規定するところに従って相互に協議する。その間、送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。ただし、提供締約国政府の書面による別段の承認がある場合は、この限りでない。

第四条　秘密指定及び表示

1　この協定に基づいて提供される秘密情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

日本国政府にあっては、秘密情報は、「極秘（機密）」、「特定秘密（機密）」、「極秘」、「特定秘密」又は「秘」と表示される。

ウクライナ政府にあっては、秘密情報は、「Особливої важливості」、「Цілком таємно」又は「Таємно」と表示される。

2　表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対して秘密指定を通報する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通報する。

3　受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名及び4に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

4　対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	ウクライナ	注　英語において相当する語
極秘（機密）／特定秘密（機密）	Особливої важливості	TOP SECRET
極秘／特定秘密	Цілком таємно	SECRET
秘	Таємно	CONFIDENTIAL

第五条　国家秘密保持当局及び権限のある当局

1　国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

日本国に関しては、外務省

ウクライナに関しては、ウクライナ保安庁

2　国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

3　国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。

4　両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通報する。

第六条　送付済秘密情報を保護するための原則

1　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三者に対して送付済秘密情報を提供してはならない。

2　受領締約国政府は、自国の国内法令に従って、送付済秘密情報について、対応する秘密指定の水準において自国の秘密情報に与えている保護と同じ水準の保護を与える。

3　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、送付済秘密情報が提供された目的以外の目的のために、当該送付済秘密情報を使用してはならない。

4　受領締約国政府は、自国の国内法令に従って、送付済秘密情報に関係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を尊守する。

5　各締約国政府は、自国の国内法令に従って、秘密情報取扱資格を有しており、かつ、秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持する。

6　受領締約国政府は、送付済秘密情報の配布及び送付済秘密情報へのアクセスを管理するために、送付済秘密情報の識別、所在、目録及び管理の手続を設定する。

7　提供締約国政府は、受領締約国政府に提供した秘密情報の秘密指定のその後の変更について、受領締約国政府に通報する。

第七条　送付済秘密情報へのアクセス

1　いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報にアクセスする権利を有しないものとする。

2　送付済秘密情報へのアクセスは、知る必要があり、かつ、受領締約国の国内法令及び手続に従って秘密情報取扱資格を付与された個人に対してのみ認められる。

3　受領締約国政府は、自国の国内法令に従って、個人に対して秘密情報取扱資格を付与する決定が、国家安全保障上の利益と合致し、及び当該個人が送付済秘密情報を取り扱うに当たり信用でき、かつ、信頼し得るか否かを示す全ての関連する情報に基づいて行われることを確保するために適当な措置をとる。

4　受領締約国政府は、送付済秘密情報へのアクセスを認めようとする個人に関し、3に規定する基準が満たされていることを確保するため、自国の国内法令及び手続に従って適当な措置をとる。

5　提供締約国政府の代表者が受領締約国政府の代表者に対し秘密情報を提供する前に、提供締約国政府は、受領締約国政府の関係する権限のある当局から、予定される受領者が、知る必要があり、かつ、必要な水準の秘密情報取扱資格であって第四条の規定に基づく対応する秘密指定の水準に応じたものを有していることについて保証を得る。

第八条　訪問手続

1　一方の締約国政府の権限のある当局の個人が他方の締約国政府の権限のある当局によって保持されている秘密情報にアクセスすることを伴う訪問は、当該他方の締約国政府の権限のある当局の事前の承認によってのみ行われる。当該訪問の承認は、知る必要があり、かつ、前条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有する当該個人に対してのみ与えることができる。

2　訪問の申請は、訪問を行う一方の締約国政府の関係する権限のある当局により、政府間の経路を通じて、他方の締約国政府の関係する権限のある当局に対して提出される。当該申請には、訪問を行う個人が、知る必要があり、かつ、前条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有することの証明を含める。

第九条　秘密情報の送付

秘密情報は、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。提供締約国政府は、自国の国内法令に従い、全ての秘密情報の保管、管理及び秘密保持について、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで責任を有する。

第十条　送付されている間の秘密保持の義務

両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

a　文書その他の媒体の形態をとる秘密情報

(i)　秘密情報は、封印された又は不正な開封を表示する封筒であって、別の封印された若しくは不正な開封を表示する封筒又は秘密保持袋に封入されたものに入れて送付される。封入された封筒には、当該文書その他の媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒又は秘密保持袋には、当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載する。

(ii)　封入された文書その他の媒体の秘密指定は、外側の封筒又は秘密保持袋には表示してはならない。

(iii)　秘密情報を入れた包みのために受領証が用意される。封入された秘密情報の受領証は、受領締約国政府の最終の受領者によって署名され、提供締約国政府の発送者に返送される。

b　装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報

(i)　秘密情報は、その内容が識別されることを防止するために、封印され、かつ、被覆された輸送手段により送付され、又は確実に包装され、若しくは保護されるものとし、許可されていない個人によるアクセスを防止するために、継続的な管理の下に置かれる。

(ii)　秘密情報は、発送を待つ間、当該秘密情報の秘密指定の水準に応じた保護を与える保護された保管区域に置かれる。必要な水準の秘密情報取扱資格を有する許可されている個人のみが、当該装備にアクセスするものとする。

(iii)　受領証は、秘密情報が送付されている間にその管理者が変わる場合にはその都度及び秘密情報が受領締約国政府の最終の受領者に引き渡される場合に取得される。全ての受領証は、提供締約国政府の発送者に返送される。

c　電子的送付

秘密情報は、送付されている間、該当する秘密指定の水準に照らして適当な暗号を使用することによって保護される。送付済秘密情報の処理若しくは保管又は秘密情報の伝達を行うための情報システムの基準は、当該情報システムを採用する締約国政府の適当な当局による秘密保持に関する認定を受ける。

第十一条　施設の保安

各締約国政府は、送付済秘密情報が保管されている権限のある当局の全ての施設の保安に責任を有するものとし、各施設について、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する職員を任命することを確保する。

第十二条　送付済秘密情報の保管

受領締約国政府は、第七条の規定に従い許可されている個人に対してのみアクセスが認められることを確保する方法によって送付済秘密情報を保管する。

第十三条　送付済秘密情報の破壊

送付済秘密情報の破壊は、受領締約国の国内法令に従い、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止する方法によって行われる。

第十四条　送付済秘密情報の複製

受領締約国政府は、文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報を複製する場合には、当該送付済秘密情報に付されている全ての元の秘密指定の表示についても、複製し、又は各複製物に表示する。受領締約国政府は、このような複製された送付済秘密情報を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。受領締約国政府は、複製物の数を公用の目的のために必要とされる数に限定する。

第十五条　送付済秘密情報の翻訳

受領締約国政府は、送付済秘密情報の翻訳が、知る必要があり、かつ、第七条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人によって行われることを確保する。受領締約国政府は、当該翻訳の複製物の数を最小限にとどめ、及びその配布を管理する。当該翻訳には、提供締約国政府の秘密指定に相当する受領締約国政府の秘密指定を表示するものとし、かつ、当該翻訳が送付済秘密情報を含むことを示す適当な注釈を当該翻訳を作成した言語により付すものとする。受領締約国政府は、当該翻訳を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。

第十六条　契約者への送付済秘密情報の提供

受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令に従い、次のことを確保するために適当な措置をとる。

ａ　契約者の施設が、該当する秘密指定の水準において送付済秘密情報を保護する能力を有すること。

ｂ　送付済秘密情報にアクセスする全ての個人が、送付済秘密情報を保護するための自己の責任について通知されること。

ｃ　契約者が送付済秘密情報を使用して作成する情報が、当該送付済秘密情報の原本と同等の受領締約国政府の秘密指定の水準で表示され、かつ、当該原本と同等の保護を受けること。

ｄ　受領締約国政府が、送付済秘密情報がこの協定の関連する規定において求められる方法と同様の方法によって保護されることを確保するため、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

ｅ　秘密情報取扱資格を有し、かつ、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿が、各契約者の施設において保持されること。

ｆ　送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する個人が、各契約者の施設において任命されること。

ｇ　契約者が、この協定の関連する規定において求められる方法と同様の方法によって送付済秘密情報の保護のための措置を適用し、及び維持すること。

第十七条　送付済秘密情報の紛失又は漏せつ

１　提供締約国政府は、送付済秘密情報の紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつの疑いについて直ちに通報されるものとし、受領締約国政府は、状況を特定するために調査を行う。

２　１に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、書面により提供締約国政府に提供される。

第十八条　実施取決め

権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、かつ、補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

第十九条　紛争及び協議

１　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議する。

２　この協定及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

３　両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる紛争を協議によって解決するものとする。

４　３の規定に従って紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、２の規定に従って解決されるものとする。

第二十条　秘密保持に係る代表者による訪問

この協定に定める秘密保持に関する義務の履行については、両締約国政府の秘密保持に係る代表者による相互訪問を通じて促進することができる。したがって、両締約国政府が相互に同意する場合には、各締約国政府の秘密保持に係る代表者は、それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成するため、それぞれの秘密保持の手続について議論し、及びその実施を視察することを目的として、他方の締約国政府の施設を訪問することを許可される。

第二十一条　費用

各締約国政府は、自国の国内法令に従い、かつ、自国の毎年の予算の範囲内で、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

第二十二条　効力発生、改正、有効期間及び終了

１　各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

２　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

３　この協定は、一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を少なくとも九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

４　この協定の終了の後においても、この協定に従って提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

二千二十四年十一月十六日にキーウで、ひとしく正文である日本語、ウクライナ語及び英語により本書二通を作成した。この協定の規定の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　中込正志

ウクライナ政府のために
　セルヒー・アンドルシチェンコ

○農林水産省告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山字谷ノ山四八八〇の一、四八八一、四八八八から四八九一まで、大字下小坂字新井替戸一九の四、字熊野八七の一、八八の一、九〇の一、乙九〇から乙九二まで、九一の一、九一の三から九一の五まで、字上ノ台九三、九四、九五の一、九五の二、乙九六、一〇〇の一、乙一〇〇、一〇二、多野郡上野村大字楢原字日影平一一五八から一一六二まで、二九一四の一、二九一四の三、二九一五から二九一七まで、二九一八の一、二九一八の二、二九一九の一から二九一九の三まで、二九二〇の一、二九二〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬名丸字下ケ洞一六四七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡白川町黒川字繁之洞一五三〇、字水根六五七八の五、六五九一、六五九五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字繁之洞一五三〇・字水根六五九一・六五九五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市美並町上田字水呑場三五二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市河合町角川字ぬけとう一四七三・字宮坂一四七六・字宮ケ洞二九〇一の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字横谷四三七の一九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字備中谷一九六五、一九六八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百七十二号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

名称　芥川特定都市河川流域

区域　京都府京都市、大阪府高槻市のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、近畿地方整備局及び淀川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表　芥川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
芥川	左岸　京都府京都市西京区大原野石作町一七五五番一地先 右岸　大阪府高槻市大字中畑小字小屋ヶ谷十五番地先	淀川への合流点
女瀬川	左岸　大阪府高槻市大字奈佐原百六十五番一地先 右岸　大阪府高槻市大字奈佐原百十五番地先	芥川への合流点

○農林水産省告示第九百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岩手県胆沢郡金ケ崎町西根諏訪小路五六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び金ケ崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

真如寺川	左岸　大阪府高槻市浦堂二丁目六百八十五番三地先 右岸　大阪府高槻市浦堂二丁目七百三十四番九地先	芥川への合流点
西山川	大阪府高槻市塚脇二丁目千百三十五番三地先	芥川への合流点
東山川	大阪府高槻市宮之川原元町千九百六番七地先	西山川への合流点
田能川	左岸　大阪府高槻市大字田能小字永田千百八十七番地先 右岸　大阪府高槻市大字田能小字飛田四番三地先	芥川への合流点

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○北陸地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	七号、八号、十七号、四十九号、四百三号及び四百五十九号
供用開始の区間	新潟市中央区西馬越五四四番二三から同市中央区西馬越五三七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月二十日

国会事項

衆議院

常任委員長補欠当選

六月十八日常任委員長選挙の結果、次のとおり補欠当選した。

財務金融委員長　阿久津幸彦

常任委員長解任

六月十八日議院は、次の常任委員長の解任を議決した。

財務金融委員長　井林　辰憲

法律公布奏上及び通知

六月十八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

手話に関する施策の推進に関する法律

法律公布奏上通知書受領

六月十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律

社会保険労務士法の一部を改正する法律

議案提出

六月十八日議員から提出した議案は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案（古川元久外一名提出）

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（山田勝彦外九名提出）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（平岡秀夫外十九名提出）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（近藤和也外七名提出）

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案（谷田川元外四名提出）

議案通知

六月十八日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

手話に関する施策の推進に関する法律案

議案通知書受領

六月十八日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

質問書転送

六月十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

自治体職員をハラスメントから守る条例の議員活動に対する適用に関する質問主意書

教育職員の精神疾患にかかる復職支援に関する質問主意書

石破総理の金利がある世界の恐ろしさという発言に関する質問主意書

外国人による運転免許証の切替制度の悪用防止に関する再質問主意書

カルテ開示及び受診証明書発行時の高額手数料請求の改善に関する質問主意書

政府の人口減少対策に関する質問主意書

同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に関する質問主意書

国際連合憲章における敵国条項の撤廃に関する質問主意書

外国情報機関による勧誘工作に関する再質問主意書

戦没者遺族への援護に関する質問主意書

原爆投下に対する米国の公式謝罪を求めるべきことに関する質問主意書

外国人による不動産所有と民法上の相互主義に関する質問主意書

ハーバード大学の留学生受入れ停止により不利益を被る日本人学生等への支援に関する質問主意書

オンラインカジノ規制やギャンブル依存症対策等に関する質問主意書

出入国在留管理庁における在留審査体制に関する質問主意書

昨今の政府の経済財政運営に関する質問主意書

予備自衛官補からの任官階級に関する質問主意書

洋上風力発電の価格調整スキームに関する質問主意書

在日米軍基地におけるＰＣＢに関する質問主意書

独立行政法人国際協力機構の新規業務に関する質問主意書

独立行政法人国際協力機構の信用保証業務における債務不履行時の対応に関する質問主意書

独立行政法人国際協力機構の信用保証業務におけるポートフォリオに関する質問主意書

年金積立金管理運用独立行政法人の投資差止めに関する質問主意書

沖縄県北部地域及び離島の交通網に関する質問主意書

沖縄県八重山地域における石油製品価格の公正性調査及び格差是正に関する質問主意書

沖縄・地域安全パトロール事業に関する質問主意書

公立沖縄北部医療センター整備等に係る支援に関する質問主意書

さとうきびの生産振興及び製糖企業の経営安定に向けた支援に関する質問主意書

保育士配置基準の見直し、公定価格の引上げ及び障害児保育に関する質問主意書

我が国に駐留する米兵等に対して我が国の当局が有する第一次裁判権を放棄した事案に関する質問主意書

物価高騰下における国民生活の困窮と消費税減税の必要性に関する質問主意書

霊感商法と放送のあり方に関する質問主意書

参議院

議案提出

六月十八日議員から次の議案が提出された。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（石橋通宏外二名発議）（参第一〇号）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（石橋通宏外二名発議）（参第一一号）

議案受領（予備審査）

六月十八日衆議院から次の議案が送付された。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案（山口俊一外六名提出）（衆第五八号）

新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案（古川元久外一名提出）（衆第五九号）

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（山田勝彦外九名提出）（衆第六〇号）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（平岡秀夫外十九名提出）（衆第六一号）

議決通知

六月十八日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

通知書受領

六月十八日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

手話に関する施策の推進に関する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

手話に関する施策の推進に関する法律

質問主意書提出

六月十八日議員から次の質問主意書が提出された。

悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第一九九号）

消防団員の支援に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第二〇〇号）

海外先住民の遺骨返還に関する質問主意書（紙智子提出）（第二〇一号）

ＰＦＡＳのリスク評価過程における文書管理に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二〇二号）

質問主意書転送

六月十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

医療費適正化計画に係る政策評価に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八〇号）

消費税減税がインフレを加速させる旨の主張に係る政府の見解に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八一号）

期日前投票及び投票日当日における啓発活動への投票干渉罪適用の解釈等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八二号）

誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八三号）

行政事務標準文字の導入及び電子証明書を用いたｅＫＹＣの制度運用等に関する質問主意書（齊藤健一郎提出）（第一八四号）

医療費適正化計画における数値目標及び効果検証の妥当性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八五号）

武雄アジア大学の設置認可に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八六号）

中国企業のＣＭへの日本人タレントの出演に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八七号）

災害の予言報道による観光業への影響及び政府の対策に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八八号）

「日本版チャイナ・ハウス」設立の必要性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八九号）

ミャンマー国軍総司令官が実施を公言する総選挙に係る日本政府の態度に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第一九〇号）

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第一九一号）

法律公布奏上及び通知

六月十八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律

社会保険労務士法の一部を改正する法律

人事異動

法務省

法制審議会委員に任命する（六月十七日）

佐伯　仁志

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第一号

公調委令和六年（フ）第一号香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和七年六月二十日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

香川県小豆郡土庄町小部乙六二八番地一

裁定申請人　赤松石材有限会社

代表者　代表取締役　中西　一宏

香川県高松市番町四丁目一番十号

処分庁　香川県知事

香川県知事が、令和六年七月十二日付けをもって、赤松石材有限会社の岩石採取計画認可申請に対してした不認可処分は、認可の申請に必要な書類が添付されているにもかかわらず、これが添付されていないことを理由とする誤ったものであり、その取消しの裁定を求める。

二　審理期日　令和七年七月二十三日午後二時三〇分

三　場所　東京都千代田区霞が関三―一―一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理廷

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　占用を制限する区域　新潟市中央区西馬越五四四番二三から同市中央区西馬越五三七番まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年六月二十一日

(七)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

備考

中国地方整備局公示

吉井川水系、旭川水系及び高梁川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の四第一項第二号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十日

中国地方整備局長　林　正道

水系名	河川名	
吉井川水系	吉井川	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物
旭川水系	旭川	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物
旭川水系	百間川	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物
高梁川水系	高梁川	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物
高梁川水系	小田川	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年６月19日をもって満了した。

令和７年６月20日

人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一

記

2022年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分を除く。）

2022年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（教養区分を除く。）

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

令和七年六月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

公　告

諸事項

一、事業計画が定められた年月日　令和七年六月四日

二、調査の種類　土地分類基本調査（土地履歴調査）及び水基本調査（地下水調査）

三、調査を実施する者の名称　国土交通省

四、調査地域

土地分類基本調査（土地履歴調査）

北海道　函館市、北斗市、七飯町

青森県　青森市、八戸市

秋田県　秋田市

山形県　山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大江町

兵庫県　神戸市、姫路市、明石市、相生市、加古川市、赤穂市、三木市、高砂市、小野市、たつの市、稲美町、播磨町、太子町

鳥取県　鳥取市、米子市、境港市、八頭町、日吉津村、南部町、伯耆町

島根県　松江市、安来市

水基本調査（地下水調査）

全国

五、調査期間　令和七年六月四日から令和八年三月三十一日まで

三養基土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県三養基郡みやき町に事務所を有する三養基土地改良区から申請のあった定款変更は、令和７年６月３日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年６月20日

九州農政局長　緒方　和之

酒類の地理的表示を指定する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第２項の規定に基づき、次の地理的表示を指定したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

令和７年６月20日

国税庁長官　奥　　達雄

名　　称	青森
産地の範囲	青森県
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第３号の規定により表示基準第９項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

準禁治産宣告取消

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第４号

愛知県豊田市錦町２丁目15番地１
清算株式会社　株式会社井上自動車
代表清算人　井上　美鹿
１　決定年月日　令和７年６月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００２号

山形県上山市蔵王の森16番地
清算株式会社　ライスフラワーテクノ株式会社
１　決定年月日　令和７年６月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２０１４号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　エイチエス株式会社
１　決定年月日　令和７年６月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００１号

横浜市神奈川区金港町６番地３横浜金港町ビル６階ユナイト法律会計事務所内
清算株式会社　株式会社ＹＷＳ
１　決定年月日　令和７年６月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第３０号

京都市左京区北白川久保田町１番地
清算株式会社　株式会社ＫＷＣ
代表清算人　戸塚　晴彦
１　決定年月日　令和７年６月６日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義事項
１　協定弁済基準額
清算株式会社の解散日(2024年８月31日)時点における債権（元本）の額
２　弁済原資額（合計5399万4063円）
協定案審議の債権者集会実施時点における清算株式会社の資産から、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた費用請求権及び特別清算手続に関する費用を控除した残額
第２　弁済方法
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、協定弁済基準額の6.1158188％（１円未満の端数は四捨五入）の金員を、各協定債権者が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　前項の弁済を受けたときは、各協定債権者は、清算株式会社に対して有する協定債権の総額から前項の弁済額を控除した残額につき、その債務（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない）を免除する。
３　第２第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、各協定弁済基準額の割合に応じて弁済する。この場合、各協定債権者が前項で行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
京都地方裁判所第５民事部

包括的禁止命令

監督命令取消

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日

札幌市中央区大通西二十一丁目一番一二号
（甲）合同会社サンタクロース
代表社員　柳町　克彦

札幌市中央区大通西二十一丁目一番一二号
（乙）合同会社ＡＱＵＡＲＩＵＳ
代表社員　柳町　克彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十日
掲載頁　六十二頁（号外第一一〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十日
掲載頁　六十四頁（号外第一一〇号）

令和七年六月二十日
茨城県筑西市幸町三丁目五番一八号
（甲）株式会社マイドラッグ
代表取締役　羽生　健宏
兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号
（乙）ファーマシーインベストメント株式会社　代表取締役　野田　隆吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日
東京都多摩市聖ヶ丘二丁目八番地の五
（甲）合同会社メゾンドオーツカ
代表社員　大塚　元治
東京都多摩市聖ヶ丘二丁目八番地の五
（乙）大塚産業合同会社
代表社員　大塚　元治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式三一九六株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月三日
掲載頁　一二五頁（号外第四十二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月三日
掲載頁　一二二頁（号外第四十二号）

令和七年六月二十日
東京都港区西新橋一丁目一六番三号
（甲）ACA Next株式会社
代表取締役　東　明浩
東京都港区西新橋一丁目一六番三号
（乙）ACA Next Partners株式会社
代表取締役　今関　良平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://threee-e.com/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月九日
掲載頁　六十四頁（号外第一〇三号）

令和七年六月二十日
東京都渋谷区恵比寿南二丁目七番一号
（甲）株式会社ＴＨＲｅｅｅ ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ
代表取締役　赤松　勇介
東京都港区西麻布四丁目一四番二四号
（乙）株式会社テトラポットフィルムズ
代表取締役　今井　厚生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和六年十月二十三日
掲載頁　一二六頁（号外第二四八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和六年十一月二十日
掲載頁　一〇六頁（号外第二七〇号）

令和七年六月二十日
東京都港区港南一丁目八番四〇号Ａ－ＰＬＡＣＥ品川六階
（甲）株式会社平山
代表取締役　平山　善一
東京都千代田区神田須田町二丁目七番二号
（乙）ＦＵＮｔｏＦＵＮ株式会社
代表取締役　櫻木　亮平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　六十五頁（号外第八十八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　六十六頁（号外第八十八号）

令和七年六月二十日
神奈川県藤沢市片瀬山四丁目二〇番一一号
（甲）ＭａｂｙＳ株式会社
代表取締役　竹田　正枝
神奈川県茅ケ崎市東海岸北二丁目一四番四一号
（乙）ＭａｂｙＳ株式会社
代表取締役　竹田　正枝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月十二日
掲載頁　九十三頁（号外第四十九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月十二日
掲載頁　九十三頁（号外第四十九号）

令和七年六月二十日
長野県長野市大字稲葉六六九番地
（甲）あけぼの印刷株式会社
代表取締役　井上　格
長野県長野市大字稲葉六六九番地
（乙）ＡＫＥＢＯＮＯ株式会社
代表取締役　井上　格

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月十九日
掲載頁　二十一頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月十九日
掲載頁　七十一頁（号外第一〇九号）

令和七年六月二十日
静岡県浜松市中央区西島町一三二五番地
（甲）ユーロフィン日本総研株式会社
代表取締役　山形　英輝
静岡県湖西市鷲津二二八一番地
（乙）クオリティ・ラボ・環境センター株式会社
代表取締役　細田　忍

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月九日
掲載頁　四十三頁（号外第一二六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月二十日
掲載頁　一〇八頁（号外第二七〇号）

令和七年六月二十日
大阪市港区夕凪二丁目一八番四号
（甲）株式会社Ａ＆Ｓ
代表取締役　休齋　智史
大阪市港区夕凪二丁目一八番四号西森ビル五階
（乙）株式会社ＨＦＩ
代表取締役　休齋　智史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のサロン向け卸売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月二十四日
掲載頁　七十二頁（号外第九十二号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年六月二十日
長野市平林一丁目一六番二二号
（甲）トピーゼスト株式会社
代表取締役　山田　敬介
長野市平林一丁目一六番二二号
（乙）有限会社プロショップゼスト
代表取締役　小林　正誠

吸収分割公告

左記会社のうち、甲は吸収分割により乙の事業に関する資産、負債及び契約の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました（第一分割）。

また、丙は吸収分割により乙が営む事業（セントラルキッチン事業、飲食店営業事業、及びＥＣ運営事業。但し、ＴｉｃＴａｃ０７８保育園の運営事業は除く。）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました（第二分割）。

また、丁は吸収分割により甲の事業に関する資産の一部を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました（第三分割）。

また、前記第三分割の効力が発生することを停止条件として、乙は吸収分割により丁の事業に関する資産の一部を承継し、丁はそれを承継させることにいたしました（第四分割）。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十九日
掲載頁　八十六頁（号外第一一八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十九日
掲載頁　八十九頁（号外第一一八号）

（丙）確定した最終事業年度はありません。

（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十九日
掲載頁　八十九頁（号外第一一八号）
令和七年六月二十日
神戸市中央区北長狭通一丁目六番一号
（甲）株式会社八坐和
代表取締役　赤木　清美
神戸市中央区元町通二丁目四番一四号
（乙）Ｋｏｕｄｏ株式会社
代表取締役　赤木　清美
神戸市中央区栄町通一丁目二番一号
（丙）株式会社吉祥
代表取締役　赤木　清美
神戸市中央区元町通二丁目四番一四号
（丁）株式会社吉祥吉ホールディングス
代表取締役　赤木　清美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在広島県呉市本通七丁目四番七号　名称パーラータイヨー）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月九日
掲載頁　七十頁（号外第一〇三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月四日
掲載頁　一二四頁（号外第一二三号）
令和七年六月二十日
愛媛県新居浜市高木町三番一三号
（甲）株式会社日光商事
代表取締役　川井　祐介
広島市中区大手町一丁目七番二一号
（乙）株式会社エヌ・ケイ商事
代表取締役　川崎　徳来

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社鹿沼プレミアゴルフ倶楽部（住所栃木県鹿沼市下久我一八二〇番地）に対して当社の鹿沼プレミアゴルフ倶楽部（ゴルフ場及び併設ロッヂ）の経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年七月二十三日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月五日
掲載頁　八十七頁（号外第四十四号）
令和七年六月二十日
埼玉県本庄市児玉町金屋二一五番地六
株式会社倉林
代表取締役　倉林　修司

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社オーケーカンパニー（住所東京都大田区池上七丁目五番四号―七〇一）に対して当社の各種投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月十二日
掲載頁　一一九頁（号外第一〇四号）
令和七年六月二十日
東京都大田区大森西一丁目一番五号
大隅化工株式会社
代表取締役　本釜　愛幸

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ホテル四季見（住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井七二九番地二九）に対して当社のホテル事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十日
掲載頁　九十一頁（号外第三十四号）
令和七年六月二十日
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字向山六二番地一
株式会社千穂の家
代表取締役　佐藤二三男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日
福島県福島市森合字森下一番地の一一ＭＥＧＵＭＩ―Ｂ棟　合同会社リボーンアート
代表社員　高橋　智大

組織変更公告

当組合は、協同組合の組織を変更して株式会社とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、組織変更後の商号は株式会社海部南部プロパンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下芝切一七九番地
海部南部プロパン販売協同組合
代表理事　黒川　博勝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はティー・アール株式会社とします。

効力発生日は令和七年八月八日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年六月三日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日
福岡市中央区天神二丁目二番一二号Ｔ＆Ｊビルディング七Ｆ
合同会社シンママ応援の会
代表社員　万場　理央

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億四千四百九十七万九千百五十円減少し二千五百万円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額には、令和七年五月十四日までに行使された新株予約権行使に伴う株式発行により増加した資本金の額三千二百五十七万三千八百円を含みます。

効力発生日は令和七年七月二十三日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十日

東京都新宿区北新宿二丁目二一番一号新宿フロントタワー五階　ポート株式会社

代表取締役　春日　博文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十日

東京都渋谷区広尾三丁目九番一四号

有限会社石坪商会

取締役　石坪　昭子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千八百六十四万五千四百四十四円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十一日

掲載頁　八十八頁（号外第二四五号）

令和七年六月二十日

東京都墨田区八広四丁目三六番二一号

株式会社ストリーモ

代表取締役　森　庸太朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四万千三百八十円減少し八千六百二十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日

名古屋市守山区西城二丁目一番一―四〇六号西城住宅

グローバルフィールド合同会社

代表社員　分島　敦子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額を全額資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.sunfeste.co.jp

令和七年六月二十日

京都府亀岡市東つつじケ丘都台一丁目一二番一号

株式会社サンフェステ

代表取締役　九里　亨

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千二百七万三千円減少し一千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年二月二十七日

掲載頁　二十五頁

令和七年六月二十日

大阪府吹田市豊津町一番一八号

株式会社アイリス

代表取締役　北村　光

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十二億六千七百二十九万七千百六十九円、利益準備金の額を五十七億八千七百七十二万千三百五十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十三日

掲載頁　一〇二頁（号外第一三一号）

令和七年六月二十日

群馬県館林市下早川田町七〇〇番地

前原興産株式会社

代表取締役社長　前原　宏之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千六百二万五千円、資本準備金の額を一億九千八百九十七万五千円減少し、それぞれ四百万円、一百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内　ＧＣＪＧ４８株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百三十七万千七百五十円、資本準備金の額を一億七百二十七万千七百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://onesheen.jp/kanpou

令和七年六月二十日

東京都渋谷区南平台町二番一七号Ａ―ＰＬＡＣＥ渋谷南平台二Ｆ

株式会社ＯＮＥ　ＳＨＥＥＮ

代表取締役　高山　尚峰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百八十五万円、資本準備金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年五月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　二十三頁

令和七年六月二十日

東京都中央区築地一丁目一二番二二号コンワビル二階　ｉＰＥＡＣＥ２２３株式会社

代表取締役　瀬戸山　亨

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円、資本準備金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十日

兵庫県芦屋市六麓荘町一八番九号

有限会社ケイズカンパニー

代表取締役　松井　宏祐

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円、資本準備金の額を三百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/139317/announces

令和七年六月二十日

福岡県春日市須玖南二丁目六六

株式会社ｇｏｏｓｅ　ｕｐ

代表取締役　菊地　将和

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十日

札幌市中央区南一条東七丁目一七番地

小部産業株式会社

代表取締役　小部　将臣

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十日

東京都中央区銀座七丁目一三番二号ティアラグレイス銀座タワー七階

株式会社笠原コーポレーション

代表取締役　松本　慶子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十日

名古屋市緑区大高町字川添三五番地

アケボノ産業株式会社

代表取締役　塩﨑　信明

定款変更につき通知公告

当社は、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、本公告掲載の翌日から二週間を経過した日の翌日に定款の変更が効力を生じ、同日に株券は無効となります。

令和七年六月二十日

鹿児島市錦江町九番二五号

パステムソリューションズ株式会社

代表取締役　吉留　久隆

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年七月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十日

札幌市中央区南一条東七丁目一七番地

小部産業株式会社

代表取締役　小部　将臣

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＥＤＧＥ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十日

東京都渋谷区恵比寿西一―一〇―一〇若葉西ビル八Ｆ

株式会社ＥＤＧＥ

代表取締役　鎭西　正貴

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である成嶋梨江が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日

千葉県柏市北柏三丁目一三番地一八

Ｍｕｒａｔａ＆Ｃｏｍｐａｎｙ　ＬＬＣ

日本における代表者　成嶋　梨江

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である雪下大輔、ブレント・ハリル及びデレク・コンウェイが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目八番一一号日本橋人形町スクエアビル四階

ＭＡＲＣＵＳ　ＥＶＡＮＳ　ＪＡＰＡＮ　ＬＩＭＩＴＥＤ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である天野陽子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日

東京都港区芝公園三丁目四番三〇号

３２芝公園ビル四Ｆ

Ｃｒｅａｔｉｖｅ　Ｍｅｍｏｒｉｅｓ―ＪａｐａｎＬＬＣ

日本における代表者　天野　陽子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である文禎延が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日

東京都豊島区東池袋五丁目七番三号アゼリア東池袋四〇一

日本における代表者　文　禎　延

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十二日

掲載頁　八十三頁（号外第九十号）

令和七年六月二十日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ　特定目的会社ＳＲＪ２

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十二日

掲載頁　八十四頁（号外第九十号）

令和七年六月二十日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ　ＳＨＪ３特定目的会社

取締役　中村　武

確定給付企業年金の清算公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年五月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年六月二十日

東京都江東区木場一丁目五番一号

第一電子工業株式会社　確定給付企業年金

清算人　小堀　資生

訂正公告

令和七年六月十三日（号外第一三一号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）において次のとおり訂正します。

株式会社ユーコーに係る最終貸借対照表中、資本準備金の金額「1,000」とあるは「950」の誤りにつき訂正します。また、資本準備金下部にその他資本剰余金「50」が欠落していたため追加して訂正します。

株式会社ＳＰＤに係る第三期決算公告中、資本準備金「331」とあるはその他資本剰余金「331」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月二十日

福岡県久留米市東町二八番地九

（甲）株式会社ユーコー

代表取締役　金海　基泰

福岡県太宰府市大佐野二丁目一五番一号

（乙）株式会社ＳＰＤ

代表取締役　金海　基泰

取消公告

令和七年五月二十三日掲載の当社の優先資本金の額の減少公告は取消します。

令和七年六月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＭＴ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

取消公告

令和七年五月二日（号外第一〇〇号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

令和七年六月二十日

岡山市北区西古松西町八―一七

（甲）株式会社タイオン３６５

代表取締役　藤井　大温

兵庫県西宮市与古道町六番一七号

（乙）兵庫リハビリ株式会社

代表取締役　田辺　洋介

正　誤

ページ	段	行	誤	正
九〇	一	終りから四	別表第２（第２条関係）	別表第２（第２条関係）
九四			*capare*	*caprae*
一〇九	一	表中改正後欄中八	別表第３（第５条関係）	別表第３（第５条関係）
〃	一	表中改正前欄中七	別表第３（第４条関係）	別表第３（第４条関係）

（原稿誤り）

令和七年三月二十一日（号外第五十八号）文部科学省告示第三十五号（研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示）